

社会福祉法改正に係る質問票の回答【長崎市作成・平成28年11月4日時点】

※この回答については、平成28年11月4日作成時点のものであり今後変更する可能性があります。

質問番号31について、朱書き部分を修正しております。(平成28年12月15日時点)

評議員選任・解任委員会について		
1	評議員の選任・解任委員会の細則の雛形はあるのか。	厚生労働省に確認したところ、細則の様式を示す予定はないとのこと。
2	評議員選任・解任委員の任期はあるのか。あるなら何年か。	常時設置する場合には理事や評議員の任期を参考に委員の任期を設けることが適当である。 (平成28年7月8日社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料p.127 FAQ問1・問2)
3	評議員選任・解任委員会で少なくとも外部委員1名を委員とするとあるが、事務局員1名、外部委員2名、計3名で監事を委員にしない場合は問題ないか。	監事・事務局員を委員としないことは可能であるが、評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当である。 (平成28年7月8日社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料p.128 FAQ問9)
4	定款例第6条-5に「ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。とあるが条文を入れなければならないのか。もし、外部委員が1名であれば外部委員の賛成がなければ成立しないという事か。	厚生労働省に確認したところ、お見込みのとおりとのこと。法人関係者でない中立的な立場にある外部委員の賛成が必要となる。
5	監事の選任・解任委員会との兼務は可能か。	厚生労働省に確認したところ、法人の役員の監事と評議員選任・解任委員会の委員は兼務可能である。
6	評議員選任・解任委員会において、監事、事務局員、外部委員の構成となっているが、外部委員の選任候補者として法人関係者でない、中立的な立場にある外部の者とは。	厚生労働省に確認したところ、特に他の要件があるわけではなく、外部委員は法人関係者でない中立的な立場の者であればよいとのこと。
7	平成28年8月22日FAQ問1評議員が評議員選任・解任委員会の委員になることは、当該評議員が、次の評議員に選出されないことが明らかな場合は委員になることは差支えないとあるが理事の場合も該当する考えで良いのか。(理事の方は平成29年3月31日をもって解任した場合)評議員選任・解任委員会は3月中に行う事となるので評議員と評議員選任・解任委員と兼務となる。理事も同様に理事と評議員選任・解任委員と兼務になるが、4月以降の新議員の委員を諮るので良いのか。	厚生労働省に確認したところ、自ら推薦及び解任の提案をした候補者の選任及び解任の決議をすることになるのでふさわしくないとのこと。

社会福祉法改正に係る質問票の回答【長崎市作成・平成28年11月4日時点】

8	<p>評議員選任・解任委員会の招集は理事が行う為、評議員選任・解任委員会の事務局を理事が行い評議員選任・解任委員会の中で説明する事は可能か。</p>	<p>1.理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効とする法の趣旨から、理事が評議員選任・解任委員会の議決に加わることは認められず、議事に影響を及ぼすことは適当ではない。 2.他方、評議員選任候補者等の提案は理事会の決定に従い、理事が行うことが通常と考えられることから、その提案の説明・質疑応答のために理事が出席することは可能である。 とあることから、評議員選任・解任委員会の事務局員に理事になることはできないが、議事に影響を及ぼさず、提案の説明・質疑応答のためであれば出席が可能である。 なお、評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は、理事が行うこととすることが考えられる。その場合、恣意的な評議員の選任又は解任を防止する観点から、理事会の決定を必要とすることが適当である。 (平成28年7月8日社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料p.128 問7・問12)</p>
9	<p>平成28年6月20日FAQの問4の議事録の作成の中で委員長を置く場合にはとあるが、評議員選任・解任委員会に委員長を置く場合には定款の記載例として条文中に(評議員の選任及び解任)第6条の中に、 6・評議員選任・解任委員の委員長は、評議員選任・解任委員会の決議によって委員の中から選定する。と、条文を入れても良いのか。</p>	<p>厚生労働省に確認したところ、定款に定めて良いとのこと。また、評議員選任・解任委員会細則などに定めても良いとのこと。</p>
10	<p>資産総額変更登記と理事会・定時評議員会開催時期について 現在は、決算後2ヶ月以内に評議員会・理事会を開催し5月中に登記しているが、改正以後は定時評議員会開催を4月から6月の範囲と示されている。 FAQでは理事会後2週を開けて定時評議員会の開催と示されているが ①、5月中に登記するため、5月決算理事会で承認を受け→登記申請、6月に定時評議員会開催でよいものか。 ②、登記には、評議員会の承認まで必要であるのか。 ※施行スケジュール表では4月～6月のに開催すべき例示がありそれらを見てよくわからない。</p>	<p>資産の総額に変更があった時の登記の期限について、会計年度の終了後「二月以内」としているものを「三月以内」と組合等登記令が改正される予定である。よって、理事会において決算書類の承認を受けて2週を開けて定時評議員会を開催し、決算書類の承認を受ける必要があり(新社会福祉法第45条の30第2項)、評議員会の承認後に登記申請となる。 (参考:平成28年9月26日社会保障審議会福祉部会 資料1 p.3)</p>
11	<p>1.定款例によると、その第12条(招集)第2項には「評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる」となってるが、評議員の1名でも招集の請求ができるのでしょうか。 2.「評議員」総数の1/3以上の評議員をもって招集の請求をすることができる」とすることはできないのか。</p>	<p>1.議題の提案権や議案の提案権及び評議員会招集権については、評議員個々について権限が付与されているため、評議員1名でも招集の請求は可能である。 (平成28年7月8日社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料p.95 第2章(6)エ) 2.厚生労働省に確認中である。</p>

社会福祉法改正に係る質問票の回答【長崎市作成・平成28年11月4日時点】

<p>12</p>	<p>理事会・評議員会について 必要な議案については全て理事会に諮り、その中から評議員会で決議すべき議案を抜粋して評議員会に諮るということでもいいのか。</p>	<p>①評議員会は、社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる(新社会福祉法第45条の8第2項)。 ②評議員会は、理事会が決議した評議員会の目的である事項以外の事項については、決議することができない(新社会福祉法第45条の9第9項)。 ③評議員会は理事に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる(新社会福祉法第45条の9第4項)。 とあるように、評議員会の議決事項をすべて必ずしも理事会で諮る必要はなく、決議すべき議案等を抜粋するという事ではない。 なお、社会福祉法で定める評議員会の議決・承認事項は次のとおりである。 1. 定款の変更 2. 役員・会計監査人の選任 3. 理事の解任 4. 監事の解任 5. 計算書類の承認 6. 役員等の損害賠償責任の免除 7. 役員等の損害賠償責任の一部免除 8. 役員、会計監査人、評議員の報酬基準の承認 9. 社会福祉充実計画の承認 10. 法人の解散 11. 吸収合併契約の承認 12. 新設合併契約の承認</p>
<p>13</p>	<p>1.定款例で第13条(決議) 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の(例:2/3以上)に当たる多数をもって行わなければならない。(1)監事の解任(2)定款の変更 (3)その他法令で定められた事項 この条文は1, 2の条文どちらかでも良いとの考えであるか。 2.(3)その他法令で定められた事項とは 評議員会の決議である為、1と2は同じではないのか。</p>	<p>1.新社会福祉法第45条の9第7項において、「次に掲げる評議員の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。」とされており、次に掲げる事項とは、①監事の解任、②理事等の責任の免除、③定款の変更、④解散の決議、⑤合併の承認である。 それ以外の決議については、第45条の9第6項のとおり、「議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。」と区別されているため、どちらの条文も記載する必要がある。 2.よって「(3)その他法令で定められた事項」とは、法第45条の9第7項に記載された上記①③以外の事項である。</p>
<p>14</p>	<p>業務執行状況報告の理事会での実施については3ヶ月に1回以上、「定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である」とあるが、最低年に2回開催すればよいのか。 例:3月理事会…予算、事業計画 5月理事会…決算報告、事業報告 6月定例評議員会(2週間を空ける為) 上記の開催で良いのか。 現在の理事会・評議員会は11月に行っていて補正予算等の審議を行っている。自己の職務の執行状況となっているので事業報告等を4ヶ月を超える間隔で報告するとなっている為、中間報告が必要となるのではと思うが如何。その場合、何月に実施するか月を決める必要性はあるのか。</p>	<p>厚生労働省に確認したところ、業務執行状況の報告の頻度については、ご質問のとおり同じ年度の5月と3月の実施でも可能である。中間報告を行うかについては、法人の判断で良いとのこと。よって、実施する月についても法人の判断で行ってよい。 なお、業務執行理事や理事長による職務の執行状況の報告については、現実に開催された理事会において行わなければならないと、報告の省略などはできない。 (平成28年7月8日社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料p.98 第3章第1節(5)①②)</p>

社会福祉法改正に係る質問票の回答【長崎市作成・平成28年11月4日時点】

15	<p>理事の職務及び権限について 理事長等は毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないとあるが、具体的にどのようなことなのか。(新社会福祉法第45条の16 第3項)</p>	<p>上に同じ</p>
16	<p>定例評議員会や臨時評議員会の開催の日程等について理事会で決議する必要があるのか。決議する必要がある場合、理事会開催前に評議員へ日程等の通知はできるのか。又、議案の資料等の配布についても理事会終了後が良いのか。</p>	<p>新社会福祉法第45条の9第10項のとおり、評議員会の招集については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条から第183条まで及び第192条の規定を準用する。その第181条には、評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない、とされている。 一、評議員会の日時及び場所 二、評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 三、前二項に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項 よって、理事会で決議する必要がある。 また、厚生労働省に確認したところ、理事会前でも日程等の調整や参考資料の配布は可能であるとのこと。</p>
役員・評議員について		
17	<p>旧役員及び新役員の任期について 説明会の資料では、平成29年4月以降の新評議員会による定時評議員会開催日となっている。この場合に旧役員の任期満了日と新役員の任期開始日が同日となるのか。</p>	<p>厚生労働省に確認したところ、改正法附則第14条「この法律は施行の際、現に在任する社会福祉法人の役員の任期は、新社会福祉法第45条の規定にかかわらず、施行日以降最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする。」とあり「新制度の理事及び監事の任期の起算点は、いずれも「選任時」(選任決議をした時)となる。」とあるように時点で判断するため、同日でも良い。 (平成28年7月8日社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料p.137 FAQ問33)</p>
18	<p>旧理事会及び監事の任期について28年12月に改選選任された旧理事及び監事の任期は、いつまでか。</p>	<p>平成29年4月1日時点で在任する役員については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとされる。 参考:社会福祉法附則第14条 (平成28年8月22日社会福祉法人制度改革の施行に向けたブロック別担当者会議 資料4 .FAQ問16)</p>
19	<p>新役員の選任について 新役員の選任については、平成29年4月以降の新評議員会で新役員を選任することとなり、選任された日が役員の任期開始となれば、新役員による理事会の開催が遅れることになる。(理事長の選任が遅れる)この場合の理事長の選任までの空白日は任期満了後の旧理事長が対応することとなるのか。</p>	<p>新社会福祉法に移行する際には、新社会福祉法附則第15条により、「この法の施行の際現に在任する社会福祉法人の理事の代表権については、施行日以後に選定された理事長が就任するまでの間は、なお従前の例による」ため、旧理事長が対応することとなる。 また、施行日以後に選定された理事長が就任した後については、新社会福祉法第45条の17第3項による第45条の6第1項の読み替えにより、「理事長が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する」とある。なお、1.評議員会で新理事が選任された後、新理事による理事会を開催し、速やかに新たな理事長を選定することが必要である。2.なお、理事会の招集手続きの省略等により同日開催することも可能であり、同日開催としない場合にも、速やかに理事会において理事長選定を行うことが必要である。 (平成28年8月22日社会福祉法人制度改革の施行に向けたブロック別担当者会議 資料4 FAQ問13)</p>

社会福祉法改正に係る質問票の回答【長崎市作成・平成28年11月4日時点】

20	当法人の理事の任期が「H29. 3. 31」までだが、スケジュールを見たところ、旧理事が決算まで行うことになる。H29. 5月の決算時役員会まで例外的に任期延長ということによろしいか。それとも、再度任期延長の承認を評議員会にて得る必要があるか。	理事については、平成29年4月1日時点で任期が有効な理事がない場合には、同日以降、理事が欠けることになってしまうため、平成28年度中に選任(再任)しておくことが必要である。 (平成28年8月22日社会福祉法人制度改革の施行に向けたブロック別担当者会議 資料4 FAQ問15)
21	評議員の任期が平成29年3月29日までのため、30日・31日が空白の期間になります。「社会福祉法人制度改革に関するFAQの問15」には評議員に関しては予算審議等が終了していれば選任は不要と書いてある。2日間は評議員がなくても問題ないという認識でよろしいか。	お見込みのとおり。 法人運営に支障がないのであれば、数日間、評議員が欠けることもやむを得ないと考えている。 (平成28年8月22日社会福祉法人制度改革の施行に向けたブロック別担当者会議 資料4 FAQ問15)
22	理事が平成29年3月31日で理事を辞任し、平成29年4月1日から新評議員になれるのか。	お見込みのとおり。 1. 新制度の評議員については、牽制関係を適正に働かせる観点から、理事との兼務は認められていない。このため、現職の理事が施行日に評議員に就任する場合には施行日の前日までに理事を辞職する必要がある。 2. 当該理事が辞職することにより、施行日以後法律又は定款で定めた理事の員数が欠けることとなる場合には、施行日までに代わりの理事が就任しなければならない。この場合、当該代わりの理事の任期は施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとされるため、4月1日から3月末までを会計年度としている法人で、定時評議員会を毎年6月末に行っている法人を例にすると、その任期は平成29年6月末までとなる。 3・代わりの理事については、施行日以降最初に招集される定時評議員会において新制度の理事として再任される者を、あらかじめ選任しておくことが望ましいと思われる。 (平成28年7月8日社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料p.129 FAQ問13)
23	新理事選任の件 旧役員が新役員候補者を選定し、定時評議員会で選任(決議)し、その後の新理事会で理事長等を選定するのか。	評議員会で新理事が選任された後、新理事による理事会を開催し、速やかに新たな理事長を選定することが必要である。 (平成28年8月22日社会福祉法人制度改革の施行に向けたブロック別担当者会議 資料4 FAQ問13)
24	利益相反について 現定款準則第10条第2項「理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理人となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理とする」とあるが、今後、利益相反となる場合はどのような対応をするのか。	厚生労働省に確認したところ、以下のとおりであった。 新社会福祉法第45条の16第4項において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条を準用する。そこには、理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。とされている。 一 理事が自己又は第三者のために社会福祉法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。 二 理事が自己又は第三者のために社会福祉法人と取引をしようとするとき。 三 社会福祉法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において社会福祉法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。 よって、理事会による承認を受ければ、理事長を含む理事が利益相反となる取引を行うことができる。その際に、理事長の代理等を選出する必要はないとのこと。

社会福祉法改正に係る質問票の回答【長崎市作成・平成28年11月4日時点】

25	1法人2保育園がある場合、改正法の理事会に2保育園の園長を各々理事にできるか。	新社会福祉法第44条第4項第1号、第2号及び第3号に掲げる者がそれぞれ1名含まれることが必要であるため、法人の職員の中にそれぞれ該当する3名がいるのであれば、全員が法人の職員であることも可能である。 なお、理事総数に占める職員の割合の制限は廃止される予定である。 (平成28年8月22日社会福祉法人制度改革の施行に向けたブロック別担当者会議 資料4 .FAQ問10)
26	新評議員の任期について(4年任期)いつからいつまでか。 29年4月1日選任の場合4年後、33年3月31日までが丸4年となる。しかし、4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する『定時評議員会』(年に1回開催)の終結の時まで、であれば、33年4月～6月の定時評議員会の終結の日までとなるのか。	評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる(法第41条第1項)ためお見込みのとおりである。定款で「4年」を「6年」まで伸長することは可能。 (平成28年7月8日社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料p.136 FAQ問31)
議事録について		
27	定款例27条(議事録)について 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。定款で、記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる(法第45条の14第6項) とあるが、現定款では、議長および理事会においては選任した理事2名が議事録の記名押印となっているが、このような形は望ましくないということか。必ず、最低でも理事長及び監事までの記名押印が必要となるのか。	新社会福祉法第45条の14第6項において、「理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事(定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては、当該理事長)及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない」と法に明記してあるため、質問のとおりである。
定款について		
28	定款変更申請様式がありましたら示してほしい。(従来の申請様式はA4用紙で変更前の条文・変更後の条文・理由)の様式であったが今回は大幅変更のため別の様式があるのか。	特に別の様式を定める予定はない。今回の社会福祉法改正にかかる変更認可申請の「変更前の条文・変更後の条文」について、全文記載は必要としない。定款変更に係る具体的な記載方法等については、定款例を通知する際に示すこととする。
29	定款(例)について 第32条第2項 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第〇条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に変えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。 上記、ただし以下の条文の詳細を知りたい また、ただし以下の条文の明細は必須なのか	ただし書きの社会福祉法施行規則第〇条の条文が示されていないため詳細は不明である。(厚生労働省確認済み)
30	社会福祉法人定款変更等の事前準備作業をすすめているところだが「定款準則」はいつ頃になるのか。	これまでは定款準則とされていたものは、今後定款例に変更の予定である。定款例の発出は平成28年10月発出予定となっていたが、現在も発出されていない。 (平成28年7月8日社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料p.78)

役員報酬について	
31	<p>役員の報酬について 役員報酬の定義について教えてほしい。 当法人では、理事長のみが報酬として月額支給を行っており、他の委員については会議開催時のみ費用弁償規定に基づき支給をしている(給与所得として源泉を行っている)。この支給についても報酬として定款記載の必要があるのか。</p> <p>平成28年7月8日社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料p.115 第6章(1)によると、報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。)と定義してある。 厚生労働省に確認したところ、質問にあるような費用弁償(例えば理事会出席につき、3千円など)についても報酬とみなすとのこと。これは源泉を行っているかどうかは関係ないとのこと。 ただし、一律に上記の例のように支給している場合でもすべてが報酬に当てはまるものではない。実費相当分またはそれ以下の金額であれば報酬とみなす必要はない。その場合には、実費相当の根拠を合理的に説明できるようにしておくこと。 役員報酬の定款記載については、定款に定めるか役員等報酬基準に定めることとなる。</p> <p>また、同章(5)において、役員等報酬基準の具体的な事項として、次のように示されている。</p> <p>①役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分 ②報酬等の金額の算定方法 (a)報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。 (b)評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員が決定するという規定は、許容される。(国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程(該当部分の抜粋も可)を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。) (c)評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。 (d)退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。</p> <p>③支給の方法 支給の方法とは、支給の時期(毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か)や支給の手段(銀行振込みか現金支給か)等をいう。</p> <p>④支給の形態 支給の形態とは、現金・現物の別等をいう。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らか場合は、「現金」等の記載は特段なくても差し支えない。</p>

社会福祉法改正に係る質問票の回答【長崎市作成・平成28年11月4日時点】

32	<p>定款例で第八条(評議員の報酬等) 評議員に対して、<例:各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。とあるが現在は役員報酬規定に基づき支給をしているため、第8条を(評議員の報酬等)第8条 評議員に対しては、役員報酬基準に基づき支給することができる。と、条文を変更しても良いか。それとも定款へ役員報酬の金額まで謳わなければならないのか。 また、役員報酬規定を評議員会の議案として諮る事で第10条(権限) (2) (3)を決議したと考えて良いか。</p>	<p>報酬については、 ・評議員の報酬は定款で定めなければならない。 ・理事の報酬は、定款にその額を定めていないときは、評議員の決議によって定める。 ・監事の報酬は、定款にその額を定めていないときは、評議員の決議によって定める。 とあり、評議員と役員については定め方の記載を区別してある。 (平成28年7月8日社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料p.44) 厚生労働省に確認したところ、評議員の報酬については、質問のように役員報酬基準に基づくだけでなく、定款例第8条のように、上限の額などを記載する必要があるとのこと。 また、定款例第10条(権限)については、厚生労働省に確認したところ以下のとおりであった。 (2)の項目については、定款にその額を定めていないときに記載することとなる。定款にその額を定めているときは、(2)の項目は削除してよい。 (3)の項目については、役員報酬基準を評議員に諮るということで良い。なお、(2)の項目を記載する際(定款にその額を定めていないとき)は、(3)と同じ議題の中で議決して良い。 参考:定款例 (権限)第10条 評議員会は、次の事項について決議する。 (1)理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任 (2)理事及び監事の報酬等の額 (3)理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準 ...</p>
社会福祉充実計画について		
33	<p>1.計画案の作成にあたって「公認会計士・税理士等への意見聴取」とあるが、もし「一定規模」の以下の場合、特定の公認会計士・税理士等が存在しない場合は、どうすればよいのか。 2.つまり「一定規模」以上の法人が「計画」の対象となる法人、となると判断してよいのか。</p>	<p>①社会福祉充実計画の確認は、法人の監事で可能である。 (平成28年8月22日社会福祉法人制度改革の施行に向けたブロック別担当者会議 資料4 FAQ問35) ②社会福祉充実残額が生じた全法人が対象となる。</p>
34	<p>社会福祉充実残額の試算等について 平成28年の決算見込みにより社会福祉充実残額の試算を行い残額がある場合には、社会福祉充実計画を作成することとなるがこの残額の試算については、毎年度実施するため、毎年度残額があればその都度、社会福祉充実計画を作成することになるのか。 この場合、例えば、平成28年度の決算見込みにより社会福祉充実計画を作成し長崎市へ申請した計画書に平成29年度の残額を加えた社会福祉充実計画の変更として作成できるのか。</p>	<p>平成28年度決算における社会福祉充実計画が単年度の計画において承認を受けたのであれば、再度社会福祉充実計画を作成し、提出してもらうこととなる。 平成28年度決算における社会福祉充実計画が複数年度の計画において承認を受けたのであれば、計画の変更申請も必要となりうる。社会福祉充実計画フォーマット(案)では、年度ごとに社会福祉充実残額を含めた資金計画を記載するようになっているため、平成29年度の社会福祉充実残額が記載した金額と大きく変わる又は事業内容を変更するなどの変更点があれば変更申請が必要となりえる。 社会福祉充実計画フォーマット(案)については、平成28年8月22日社会福祉法人制度改革の施行に向けたブロック別担当者会議 資料2 p.18を参照のこと。 なお、社会福祉充実計画については、省令で規定する事項となっているが、詳細については通知に記載となっているため、通知を待ちたい。(参考:平成28年9月26日社会保障審議会福祉部会資料1 p.4)</p>